

令和元年 10 月 30 日

名古屋税関保税会 御中

名古屋税関監視部

ヒアリ定着防止等に係る協力について(依頼)

平素より税関業務に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、平成 29 年 6 月に国内で初めて確認されて以降、現在までに多数の事例が確認されており、我が国への定着が懸念されています。

また、今般、東京港青海ふ頭において多数の女王アリが確認され、繁殖可能な女王アリが飛び立ち拡散した可能性があるほか、速やかに徹底した周辺調査と防除を行わなければ定着が危惧される状況である事態が生じております。

この状況を受け、本年 10 月 21 日、ヒアリ対策関係閣僚会議が開催され、政府一丸となって当該港湾周辺における徹底した調査と確実な防除を行うほか、全国的な取組状況についても再度確認、徹底を図ることにより、国内での定着を阻止することの申し合せがなされたところです。

海外から国内に侵入したヒアリは、輸出入者等の意図によらずコンテナ等に付着し侵入したものとみられることから、保税蔵置場等が貨物の内容点検等の際、ヒアリらしき生物を発見した場合には、コンテナの扉を閉める等、当該生物の拡散を防ぐ措置を取り、速やかに地方環境事務所等又は都道府県等(添付資料 1 参照)に通報し、対応方法について調整のうえご対応いただきますよう、会員店社等に対する周知についてご協力のほどよろしくお願いいたします。

(添付資料 1)

地方環境事務所等連絡先一覧

<https://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

都道府県等関係機関連絡先一覧

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant/renrakusaki0911.pdf>

(添付資料 2) ストップ・ザ・ヒアリ(2019 年 3 月 28 日環境省作成)

以 上